

議案第 185 号

大崎市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり、大崎市議会会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

平成 18 年 12 月 7 日

大崎市議会議長 遠藤 悟 様

提出者	大崎市議会議員	遊 佐 辰 雄
〃	〃	小 沢 和 悦
賛成者	〃	佐 藤 講 英
〃	〃	本 舘 弘
〃	〃	木 内 知 子
〃	〃	鎌 内 つ ぎ 子

大崎市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

大崎市乳幼児医療費の助成に関する条例(平成18年大崎市条例第155号)の一部を次のとおり改正する。

第4条第1項中「(4歳以上の者(月の途中で4歳に達する者を除く。))については、入院に係るものに限る。」を削る。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。